

(仮称) 夜間休日応急診療所リース発注業務に係るプロポーザル募集要項

1 趣 旨

(仮称) 夜間休日応急診療所リース発注業務における委託事業者を優れたノウハウと意欲を持った民間事業者から広く募集するため、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により選定する。

2 業務概要

(1) 業務名称

(仮称) 夜間休日応急診療所リース発注業務

(2) 業務内容

高槻島本夜間休日応急診療所は、地域の医療機関の休診時間帯となる夜間や休日において比較的軽症の救急患者を治療する初期救急医療機関であり、昭和 53 年に建設されて以降 43 年が経過し、施設及び設備の老朽化が進んでいるとともに、耐震性を満たしていない。また、平成 25 年度から小児救急医療体制の広域化を実施し、他市からの小児患者数が大幅に増加したことにより、施設の狭隘化や駐車台数の不足などの課題がある。

これらを踏まえ、移転場所を市営弁天駐車場敷地（高槻市八丁西町）に選定し、上記の諸課題を早急に解消するとともに、患者及び医療従事者が利用しやすい施設となるよう、令和 5 年 4 月の供用開始に向けて早急に整備を図る。

(仮称) 夜間休日応急診療所の移転整備に当たっては、上記の諸課題を解決でき、コストの縮減や平準化、工期の短縮等を勘案し、優れたノウハウと意欲を持った民間事業者を広く募集する。

① 測量・地盤調査等 一式

- ・敷地の測量、分筆
- ・設計に必要な地盤調査等

② 基本・実施設計（建築・電気・機械・外構） 一式

- ・基本及び実施設計業務
- ・設計に関する関係機関との協議、調整
- ・各種申請図書の作成、申請業務等

③ 建設工事（建築・電気・機械・外構） 一式

- ・設計に基づく建設工事
- ・工事施工に関する関係機関との協議、調整
- ・工事施工に関わる届出、手続き等

④ その他工事（給排水引込等・道路舗装） 一式

- ・給水設備の増径工事
- ・敷地分筆に伴う給水設備の西側隣地（市営バス待機場）への引き込み位置の移設
- ・排水設備の下水道本管（前面道路地下）までの繋ぎ込み
- ・歩道美装化及び車道舗装

⑤ 上記以外（民間事業者からの提案による）

※ 詳細については、別紙「(仮称) 夜間休日応急診療所リース発注業務に係る要求水準書

(以下「要求水準書」という。)」のとおり

(3) 履行期間

リース期間の初日となる令和5年1月13日に引渡しをすること。

リース期間：令和5年1月13日から令和20年1月12日まで（15年間 計180か月）

(4) 契約上限額

523,000千円（消費税及び地方消費税等額を含む。）

(5) 履行場所

高槻市八丁西町1-10（市営弁天駐車場敷地）

3 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは以下のとおりとする。

時期（令和3年）	実施内容
① 4月9日(金)	第1回選定委員会
② 4月23日(金)	公募開始
③ 4月30日(金)	質問書の提出期限（1回目）
④ 5月11日(火)	質問への回答（1回目）
⑤ 5月14日(金)	参加表明書、会社概要書、見学会参加申込書の提出期限
⑥ 5月21日(金)	参加資格の確認等
⑦ 5月28日(金)	見学会当日
⑧ 6月2日(水)	質問書の提出期限（2回目）
⑨ 6月9日(水)	質問への回答（2回目）
⑩ 7月9日(金)	審査書類の提出期限
⑪ 7月14日(水)	プレゼンテーション資料（データ）の提出期限 ※PCを使用する場合
⑫ 7月20日(火)	第2回選定委員会（プレゼンテーション・ヒアリング）
⑬ ～8月3日(火)	結果通知・公表
⑭ 8月上旬	基本協定の締結
⑮ 8月～10月	設計内容の協議、契約内容の協議
⑯ 11月中旬	仮契約締結
⑰ 11月下旬～12月	市議会に議案上程、本契約締結

※ 今後、上記スケジュールは変更される可能性がある。

〔参考〕事業スケジュール

時期	実施内容
令和3年4月～令和3年12月	選定手続き・契約締結（公募型プロポーザル）
令和3年5月～令和4年2月	市営弁天駐車場解体工事（高槻市が実施）
令和4年4月頃～令和4年12月	建設工事
令和5年1月～令和5年3月	供用準備期間
令和5年4月～	供用開始

4 応募資格

本プロポーザルは、優れたノウハウと意欲を持った民間事業者を広く募集するため公募型とし、参加できる者は以下の全ての要件を満たすこと。

- (1) 高槻市財務規則第 107 条に規定する入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）において、物品・業務委託の 22B（リース・レンタル）を選択していること。
- (2) 過去 10 年間に新築の医療機関（診療の用に供する区画）の設計及び施工実績（設置主体の公・民は問わない）が 1 件以上あること。
- (3) 建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査に係る直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における建築一式の総合評定値（P 点）が 1,000 点以上であること。
- (4) 提案事業者からの提案内容に応じて必要な提携先を確保する場合には、次の条件を満たす提携先を確保すること。

〔条件〕

- ・名簿に登載されていること。なお、本事業の実施に際し、高槻市内に本社、支社等を置く提携先を加えるなど、地元経済発展への配慮に努めること。
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定に該当しないこと。
 - (6) 高槻市建設工事請負業者指名停止基準又は高槻市物品売買業者指名停止基準の規定による指名停止等の期間中でない者であること。
 - (7) 高槻市契約からの暴力団排除に関する措置要綱の規定による入札等除外措置の期間中でない者であること。

5 参加表明等

本プロポーザルへの参加を希望する場合、次のとおり必要な書類を提出すること。

(1) 提出書類

参加表明書【様式 1-1】（押印要）、会社概要書【様式 1-2】、提携先との共同事業体（コンソーシアム）で参加する場合は、その役割等の必要事項を示した協定書等（様式任意）の写しを別途提出すること。なお、その場合において参加表明書及び会社概要書の提出は代表企業のみで可とする。

(2) 提出期限

5月14日（金）午後5時まで

(3) 提出方法

事務局へ郵送（提出期日必着）又は直接持参により提出すること。郵送の場合は、「参加表明書等 在中」と朱書きすること。

(4) その他

- ・参加表明書を提出した事業者は、本募集要項等の記載内容に同意したものとみなす。
- ・参加表明書に提携先を記載した場合、提携先に係る会社概要書も提出すること。
- ・事務局にて参加資格の確認を行った後、その結果等について5月21日（金）午後5時までに当該事業者にメールにて通知する。
- ・参加表明書の提出後に参加を辞退する場合、事務局まで電話にて連絡の上、遅延なく参加辞退届（A 4 判縦任意様式・押印要）を作成し、事務局へ郵送又は直接持参により提出すること。

なお、参加の辞退により不利益な扱いを受けることはない。

6 見学会参加申込

施設見学会への参加を希望する場合、次のとおり必要な書類を提出すること。

(1) 開催日時及び場所

日 時：令和3年5月28日（金）（1時間程度）

場 所：高槻島本夜間休日応急診療所（高槻市南芥川町11番1号）

※ 実施時間等の詳細は、後日個別に連絡する。

(2) 提出書類

見学会参加申込書【様式2】

(3) 提出期限

5月14日（金）午後5時まで

(4) 提出方法

事務局へメールで提出すること。

(5) その他

- ・出席人数は1社につき3名までとすること。
- ・現場との調整により開催日時の変更又は開催を中止することがある。
- ・施設内外での撮影を可とする。ただし、施設利用者、近隣住居、住民等が映らないようプライバシーに十分に配慮すること。
- ・当日は高槻市の職員が立ち会いを行うが、本プロポーザルに関する質疑応答は行わない。
- ・建設予定地の市営弁天駐車場敷地は、解体工事中のため見学できない。
- ・見学会に参加しない場合においても本プロポーザルに参加することはできる。
また、見学会に参加しないことで審査において不利になることはない。

7 質問及び回答

本プロポーザルへの質問がある場合、次のとおり必要な書類を提出すること。

(1) 提出書類

質問書【様式3】

(2) 提出期限

〔1回目〕4月30日（金）午後5時まで

〔2回目〕6月2日（水）午後5時まで

(3) 提出方法

事務局へメールで提出すること。

(4) 質問への回答期限

〔1回目〕5月11日（火）午後5時まで

〔2回目〕6月9日（水）午後5時まで

(5) 回答方法

〔1回目〕については寄せられた全ての質問及び質問に対する回答を高槻市のホームページに掲載する。〔2回目〕については高槻市のホームページに掲載するとともに、全ての参加事業者（参加辞退者は除く）にメールで回答する。

(6) その他

- ・質問を行った事業者名は公表しない。
- ・質疑回答書の内容は、本募集要項等の追加又は修正とみなす。

8 審査書類の作成等

次のとおり必要な書類を作成の上、事務局へ郵送（提出期日必着）又は直接持参により提出すること。郵送の場合は、「審査書類 在中」と朱書きすること。

(1) 審査書類

① 審査書類提出届

ア) 提出書類

審査書類提出届【様式4】（押印要）

イ) 提出期限

7月9日（金） 午後5時まで

ウ) 提出方法

原本1部を提出すること。

② 同種業務実績調書

次のとおり必要な書類を提出すること。

ア) 提出書類

同種業務実績調書【様式5】、過去10年間における新築の医療機関（診療の用に供する区画）の設計及び施工実績の契約書（実績が確認できる仕様書及び図面も含む）の写しを別資料として、1実績につき1部を提出すること。

イ) 提出期限

7月9日（金） 午後5時まで

ウ) 提出方法

審査書類②（同種業務実績調書のみ）から審査書類⑦（見積書）に通し番号（ページ数）を付し、片綴じでまとめて15部を提出すること。

エ) その他

- ・同種業務実績調書には、本業務の実施に当たって有用となると判断される過去10年間における新築の医療機関（診療の用に供する区画）の設計及び施工実績を最大3つまで挙げること。
- ・上記実績は、設置主体の公・民は問わない。

③ 事業実施体制

次のとおり必要な書類を提出すること。

ア) 提出書類

事業実施体制【様式6】

イ) 提出期限

7月9日（金） 午後5時まで

ウ) 提出方法

審査書類②（同種業務実績調書のみ）から審査書類⑦（見積書）に通し番号（ページ数）を付し、片綴じでまとめて15部を提出すること。

エ) その他

- ・提携先を確保する場合において、提出期限後の提携先の変更等は認めない。

④ 技術提案書

次の提案課題5項目に対する考え方を明記すること。

【提案課題】

1. 患者、医療従事者に配慮した間取り、動線、外観等に係る提案
2. 可能な限り必要台数を確保し、維持管理が容易な駐車場整備に係る提案
3. イニシャルコスト・ランニングコストの削減に繋がる提案
4. 業務への取組体制と施工計画に係る提案
5. その他高槻市にとって有益となる提案

ア) 提出書類

技術提案書【A4判またはA3判任意様式（片面刷り・1枚）】

イ) 提出期限

7月9日（金） 午後5時まで

ウ) 提出方法

審査書類②（同種業務実績調書のみ）から審査書類⑦（見積書）に通し番号（ページ数）を付し、片綴じでまとめて15部を提出すること。

⑤ 技術提案説明図書

敷地配置図、各階平面図、立面図、施設概要書、イメージパースを作成して提出すること。なお、イメージパースは、昼間帯及び夜間帯の2種類を作成すること。

ア) 提出書類

技術提案説明図書【A3判任意様式（片面カラー刷り・各1枚まで）】

イ) 提出期限

7月9日（金） 午後5時まで

ウ) 提出方法

審査書類②（同種業務実績調書のみ）から審査書類⑦（見積書）に通し番号（ページ数）を付し、片綴じでまとめて15部を提出すること。

エ) その他

- ・各室を示す図面には、各部屋の名称及び面積も併せて記載すること。
- ・駐車場を示す図面には、合計台数を記載すること。

⑥ 施工計画書

簡易的なもので、工事工程表を含むこと。

ア) 提出書類

施工計画書【A3判任意様式（片面刷り・1枚）】

イ) 提出期限

7月9日（金） 午後5時まで

ウ) 提出方法

審査書類②（同種業務実績調書のみ）から審査書類⑦（見積書）に通し番号（ページ数）を付し、片綴じでまとめて15部を提出すること。

⑦ 見積書

建築工事費、電気設備工事費、給排水設備工事費、空調・設備工事費、外構工事

費、設計費、共通仮設工事費、現場管理費、一般管理費、公租公課、各種保険、金利、諸経費、各種手数料、その他本業務に係る費用の内訳を記載すること。

なお、医療器機は含めないこと。

ア) 提出書類

見積書【様式7】

イ) 提出期限

7月9日(金) 午後5時まで

ウ) 提出方法

審査書類②(同種業務実績調書のみ)から審査書類⑦(見積書)に通し番号(ページ数)を付し、片綴じでまとめて15部を提出すること。

(2) その他留意事項

- ・提案事業者名を匿名として審査するため、審査書類②(同種業務実績調書のみ)から審査書類⑦(見積書)には特定の者と判断できる事業所名等を記載しないこと。
- ・文章を補完するイラスト、イメージ図等を使用しても良い。
- ・イメージ図は、全体構想や周辺景観との調和が理解できるものとする。
- ・提出期限後における提出書類の再提出又は差替えはできない。
- ・提出書類は返却しない。
- ・提出書類は「高槻市情報公開条例」に基づき、公開することがある。
- ・提出書類の著作権は、提案の採否に関わらず、高槻市に帰属するものとし、高槻市の裁量により無償で利用できるものとする。
- ・提案内容に含まれる特許権、意匠権、商標権等の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果として生じた責任は、提案事業者が負う。

9 審査方法

(1) 審査基準

関係職員により構成する(仮称)夜間休日応急診療所リース発注業務に係る事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査を次のとおり実施し、最優秀提案事業者を決定する。なお、公正を期すため、提案事業者名を匿名にし、審査基準に基づき評価項目ごとに点数化して評価を行う。

(2) 審査方法

① 書類審査

審査基準に基づき提出書類の審査を行う。

② プレゼンテーション及びヒアリング審査

ア) 実施日

令和3年7月20日(火)

※ 開始時間、実施場所等の詳細は、後日個別に連絡する。

イ) 時間配分

提案事業者ごと約30分間(プレゼンテーション約20分間・ヒアリング約10分間)

※ 設置準備・片付けは開始前後の約5分間とする。

※ 事情により変更となる可能性がある。

ウ) その他

- ・プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開で実施する。
- ・出席者は、本業務に従事する予定の者を1社につき最大3名までとする。
- ・審査内容は、提出された審査書類に基づく説明及び委員からの質疑に対する回答とする。
- ・審査は匿名で行うため、企業名や個人名等を判別又は推察できる言動等は避けること。
- ・プレゼンテーションは、提出された審査書類の内容のみを使用した静止画を使用することも可とする。なお、その場合は、Microsoft power point2013で作動できるものとし、当日使用するノートPC上での事前動作確認のため、資料（データ）を令和3年7月14日（水）午後5時までにメールで提出すること。
- ・追加資料の再提出又は差替えは禁止とする。ただし、選定委員会が審査に必要な書類の追加提出を求める場合はこの限りではない。
- ・パネル、模型等の持ち込みは禁止とする。
- ・ノートPC、スクリーン、プロジェクター、レーザーポインター、プロジェクターとノートPCの接続ケーブル等は、高槻市が準備するものを使用すること（準備のため事前連絡が必要）。
- ・高槻市の準備物以外に必要な機材は提案事業者が用意すること。

(3) 評価方法

審査の評価点は、書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査について、審査基準に基づき評価項目ごとに点数化して100点満点で採点する。なお、審査基準には最低基準点を設け、最低基準点に満たない場合は選外とする。

(4) 最優秀提案事業者の選定及び発表の方法

① 選定方法

見積額が契約上限額の範囲内である提案事業者のうち、上記(3)に定める評価点が最も高い提案を行った事業者1社を最優秀提案事業者として選定する。

② 発表方法

令和3年8月3日（火）までに選定結果について、全ての提案事業者（参加辞退者は除く）にメールで通知する。

③ その他

選定されなかった提案事業者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に事務局へ説明を求めることができる。

10 選定後の業務内容

- ・最優秀提案事業者は、事業の進め方等に関する基本的な考え方、遵守事項等を定めた基本協定を締結する。
- ・最優秀提案事業者は、高槻市と設計内容の協議が整い次第、自社様式による見積書（高槻市長宛て）を作成して提出すること。
- ・契約書等案は最優秀提案事業者が作成することを基本とし、その内容について双方が合意し、市議会における議決後に契約等の必要な手続きを行う。

1 1 契約方法

- ・最優秀提案事業者が契約締結までに「4 応募資格」に規定する条件のいずれかを満たさなくなった場合や事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合においては、審査結果が次点の者を繰り上げて契約することができる。
- ・契約保証金は、高槻市財務規則（平成7年高槻市規則第13号）第115条第1号の規定により契約金額の100分の5以上とする。

1 2 失格事項

次に掲げる事項の一つに該当する場合、失格となることがある。

- ・所定の提出期限及び提出方法により書類が提出されなかったとき。
- ・提出書類の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないとき。
- ・提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- ・提出書類に虚偽の記載があったとき。
- ・プレゼンテーション及びヒアリング審査に欠席したとき（交通機関等の事故など真にやむを得ない場合を除く）。
- ・本プロポーザルの選定手続きにおいて不正な行為があったと高槻市が認めたとき。
- ・その他、指示した事項及び提案に関する条件に違反したとき。

1 3 その他留意事項

- ・提案事業者は、本募集要項、要求水準書等を熟読し、それらを遵守すること。
- ・全般的な留意事項として、専門的な知識を持たない者でも理解できるように、極力専門用語を使用せず、平易な表現で記載すること。
- ・必要に応じて提出書類の他に追加資料の提出を依頼することがある。
- ・提案事業者は、最優秀提案事業者の決定後において、本募集要項等の内容について異議等を申し立てることはできない。
- ・本プロポーザルに参加するために必要な費用は、全て提案事業者の負担とする。
- ・本業務に関わる各種説明会、会議等が行われる際、高槻市からの要請に応じてこれらへの出席及び説明を行うとともに、必要な資料、図面等の作成及び提供に協力すること。
- ・個人情報については、「高槻市個人情報保護条例」に基づき適性に管理するとともに、目的外利用をすることは一切ない。
- ・高槻市と提案事業者の責任分担は、原則として次のとおりとし、提案事業者は負担すべきリスクを想定しておくこと。なお、以下に該当しない事項が発生した場合、別途協議を行う。（市：高槻市、事：提案事業者）

項目	内容	負担者	
		市	事
公募書類	公募書類の誤り・内容の変更	●	
参加費用	プロポーザル手続きの参加費用		●
契約不締結	市の帰責事由によるもの	●	
	事業者の帰責事由によるもの		●
	上記以外によるもの	●	●

法令変更	本事業に直接関連する法令の新設・変更	●	
	上記以外で、本事業のみならず広く一般的に適用される法令の新設・変更		●
許認可	市の事由による許認可の遅延等	●	
	上記以外の事由による許認可の遅延等		●
税制変更	消費税の範囲変更・税率変更	●	
	上記以外で、全ての者に影響する税制の新設・変更		●
住民問題	建設計画自体に対する住民の反対運動等	●	
	事業者の提案に基づく施設の建設に対する住民反対運動等		●
環境問題	事業者が行う業務に起因するもの		●
	地盤沈下（自然災害によるものを除く）に関するもの		●
第三者賠償	事業者の帰責事由によるもの		●
	上記以外の事由によるもの	●	
事業延期・中止	市の債務不履行	●	
	事業者の事業放棄・破綻・契約違反・債務不履行		●
	上記以外によるもの	●	●
債務不履行	市の支払不履行（支払いの遅延・不能）	●	
	事業者の債務不履行に起因し、本事業の実施が困難となったもの		●
不可抗力	天災、暴動等自然的または人為的な現象による施設の損害	●	
資金調達	必要な資金調達に関するもの		●
金利	金利の変動に関するもの		●
物価	インフレ・デフレ時の物価変動		●
測量・調査	市が実施した測量・調査に関するもの	●	
	事業者が実施した測量・調査に関するもの		●
計画・設計	市の提示条件、指示の不備・変更・遅延によるもの	●	
	事業者の帰責事由による不備・変更・遅延によるもの		●
用地確保	建設予定地の確保	●	
	上記以外で事業に必要な進入路や資材置き場等の確保		●
用地瑕疵	土壌汚染、埋蔵物等による設計変更または事業者の費用増加等、予見できない地質・地盤の状況による工期や工法の変更	●	
	上記資料により予見できるもの		●
工事管理	建設現場における労働災害、建設設備の盗難・損傷等		●
	工事内容の確認ミス等により生じる増加費用及び損害		●
着工・完工遅延	市の指示・事由によるもの	●	

	事業者の帰責事由によるもの		●
建設費増大	市の指示・事由によるもの	●	
	上記以外の費用の増大		●
性能	要求仕様の不適合（初期不良含む）に関するもの		●
施設損傷	市の帰責事由または施設の劣化によるもの	●	
	事業者の帰責事由によるもの		●
	不可抗力によるもの	●	
施設瑕疵	引渡し後2年以内（ただし、構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分は10年以内）に施設の瑕疵が判明したもの		●
	上記以外によるもの	●	
施設修繕・更新	施設の修繕及び更新に関するもの	●	
施設用途変更	施設用途の変更に関するもの	●	

1.4 提出書類一覧（別添「様式集」）

名 称	所定様式	参照ページ
参加表明書	様式1-1	3ページ
会社概要書	様式1-2	
協定書等の写し（共同事業体としての参加の場合）	任意様式	
見学会参加申込書	様式2	4ページ
質問書	様式3	
審査書類提出届	様式4	5ページ
同種業務実績調書	様式5	
新築の医療機関の設計及び施工実績の契約書の写し	任意様式（1部のみ）	
事業実施体制	様式6	
技術提案書	A4判または A3判任意様式	6ページ
技術提案説明図書	A3判任意様式	
施工計画書	A3判任意様式	
見積書	様式7	

1.5 事務局（問い合わせ先・書類提出窓口）

〒569-0067 大阪府高槻市桃園町2番1号 高槻市役所 総合センター14階

高槻市 健康福祉部 保健所 健康医療政策課 （担当者：谷口、棚橋）

TEL：072-674-7194 FAX：072-674-7820

E-mail：kenkour-82@city.takatsuki.osaka.jp